

第1章 事業者の氏名及び住所等

第1節 事業者の名称等

事業者の名称： 岐阜県
代表者の氏名： 岐阜県知事 古田 肇
住所： 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番地1号

第2章 対象道路事業の名称

名称： 濃飛横断自動車道（中津川工区）

第3章 対象道路事業の目的及び内容

第1節 対象道路事業の目的

濃飛横断自動車道は、高規格幹線道路である東海北陸自動車道、中央自動車道を連絡し、県の高速交通体系を補完して交流機能を高める延長約80kmの「地域高規格道路」です。対象道路事業は、県土1,700km骨格幹線ネットワーク構想の推進、地域間の観光交流や産業振興の推進、災害時に有効に機能するネットワークの確保を目的に整備を実施します。

第2節 対象道路事業の内容

1. 対象道路事業の種類

一般国道（地域高規格道路）の新設

※ 本評価書で対象としている道路計画は、平成 27 年に都市計画決定したものです。

2. 対象道路事業実施区域の位置

(1) 位置

対象道路事業実施区域は図 3. 2-2に示すとおりです。

(2) 事業区間

起点：岐阜県中津川市駒場

終点：岐阜県中津川市茄子川

(3) 通過する行政区

岐阜県中津川市

3. 対象道路事業の規模

延長：約 5. 0km

4. 対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：中津川市茄子川～中津川市千旦林：4 車線

中津川市千旦林～中津川市駒場：2 車線

5. 対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：60km/h

6. 対象道路事業に係る道路の区分等

区分：第 3 種第 2 級

基本的な構造：盛土・切土及び橋梁・高架

7. 対象道路事業に係る計画交通量

2030 年（平成 42 年）における計画交通量は、図 3. 2-1のとおりです。

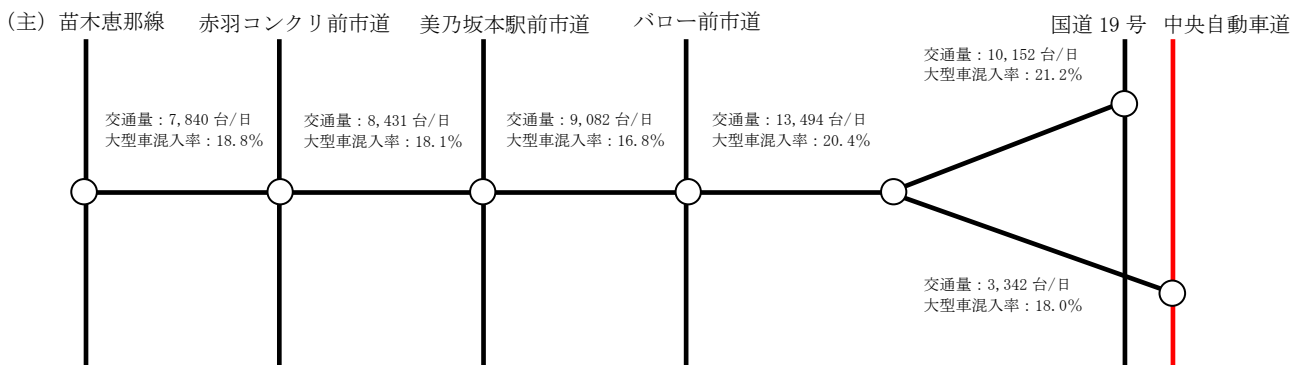


図 3. 2-1 対象道路事業に係る計画交通量

凡 例	
—	対象道路事業実施区域

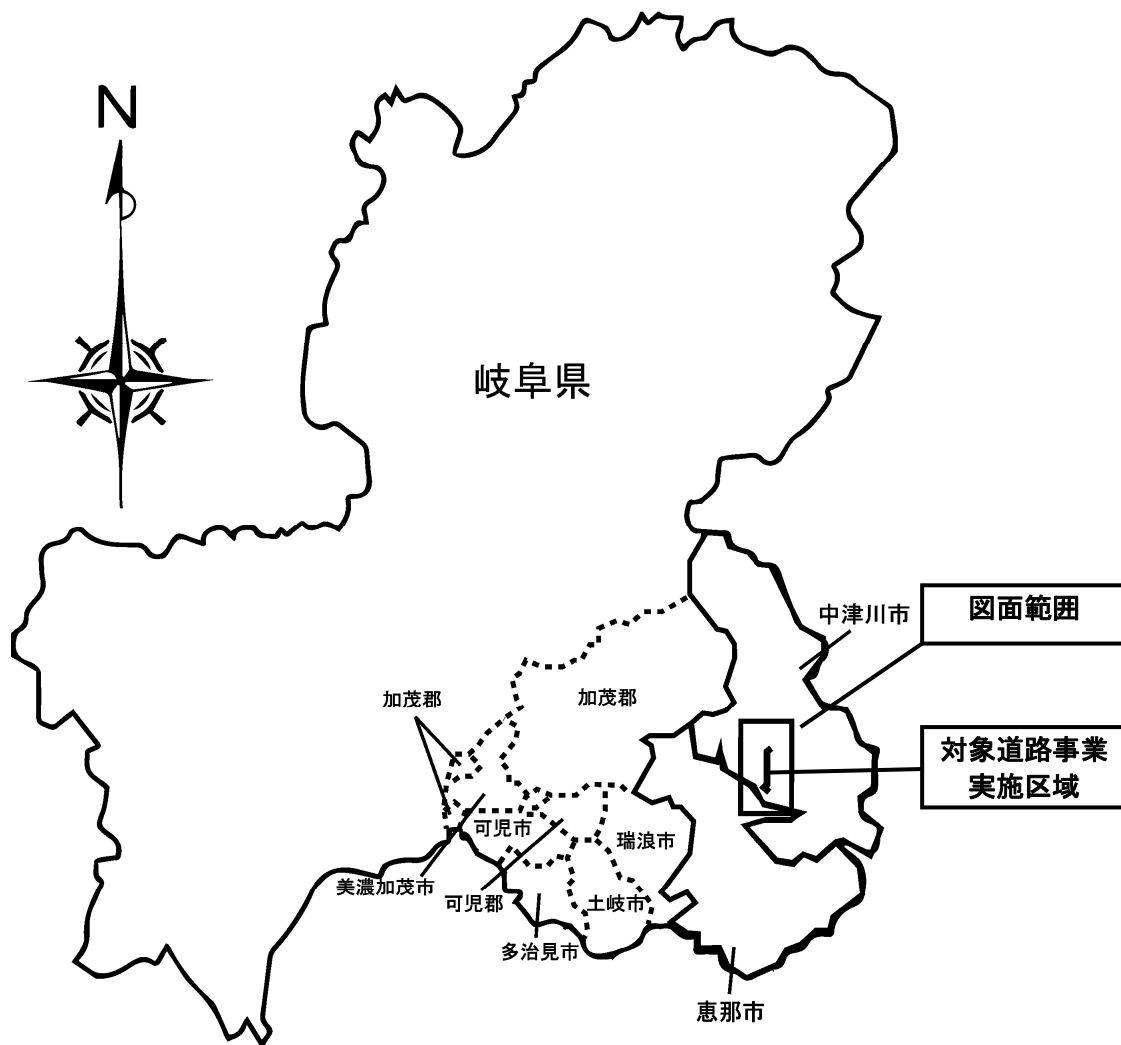
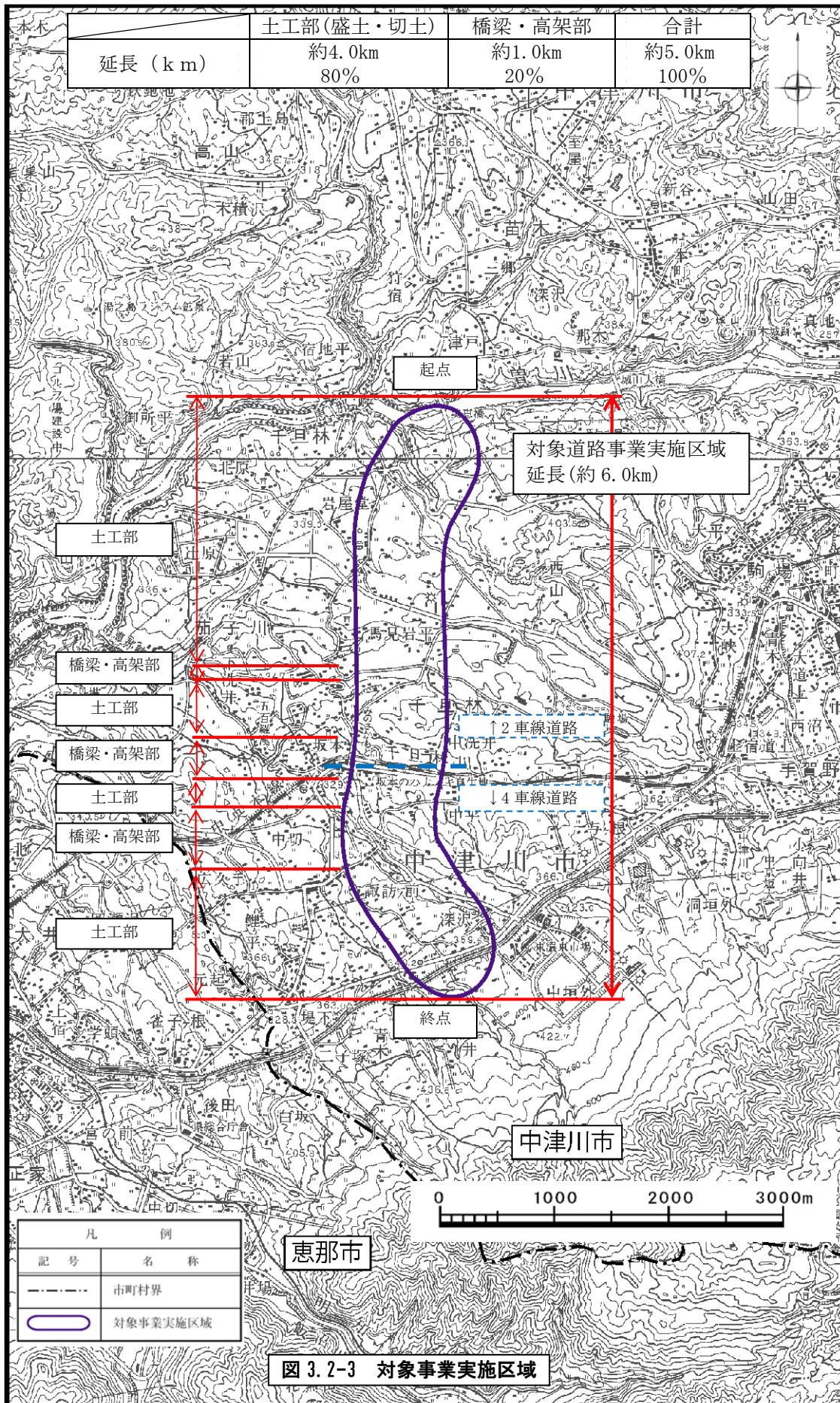
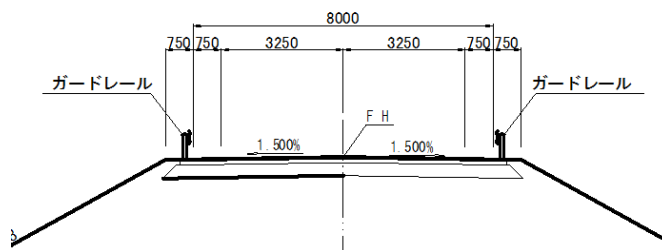


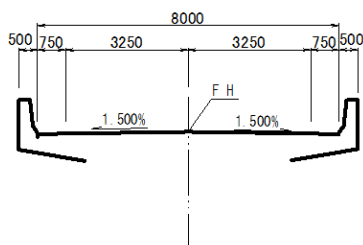
图 3.2-2 対象道路事業実施区域位置図



土工（2車線区間盛土部）



橋梁・高架（2車線区間）



IC部（2車線区間）

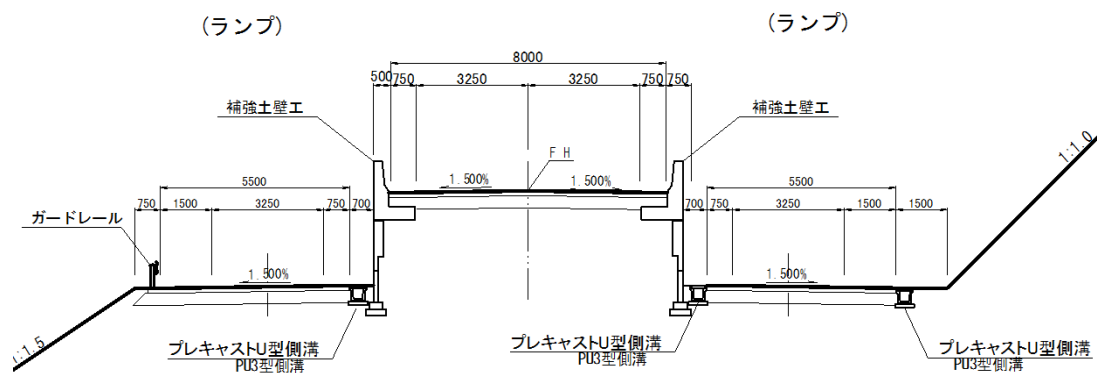
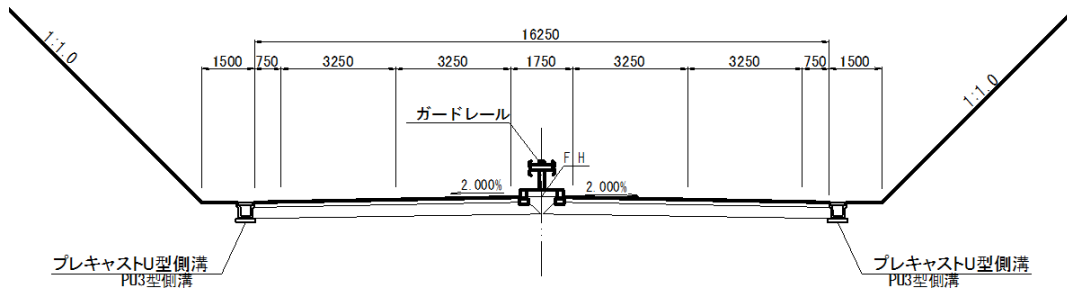
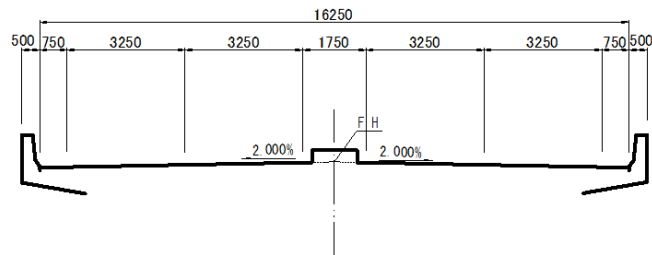


図 3.2-3 (1) 構造概要図（標準横断面）〈2車線〉

土工（4車線切土部）



橋梁・高架（4車線区間）



IC部（4車線区間）

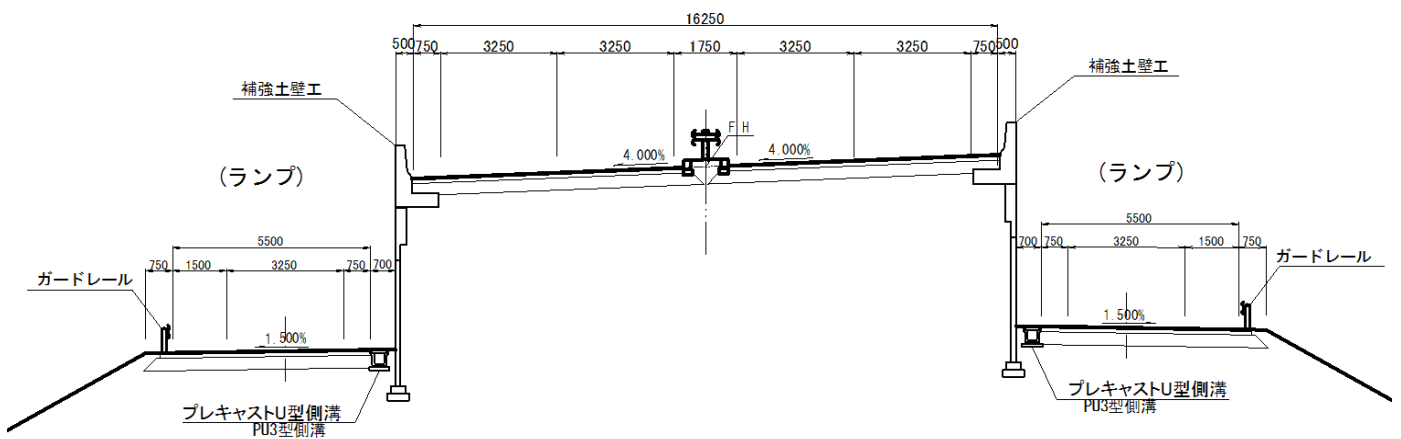


図 3.2-3 (2) 構造概要図（標準横断面）〈4車線〉

8. その他の事業の内容に関する事項

(1) 道路構造の種類

対象道路の道路構造は、土工部（盛土、切土）が約 80%、橋梁・高架部が約 20%で計画されています。

構造別延長を表 3. 2-1 に示します。

表 3. 2-1 構造別延長

	土工部（盛土、切土）	橋梁・高架	合計
延長（km）	約4. 0km 80%	約1. 0km 20%	約5. 0km 100%

(2) 休憩施設の有無

対象道路事業においては、休憩施設の計画はありません。

(3) インターチェンジ等の位置

対象道路事業では、終点部も含め、6箇所での既存道路との連絡を予定しています。

終点部では中央自動車道西宮線と連絡します。

(4) 工事施工ヤード、工所用道路

対象道路事業においては、工事施工ヤード及び工所用道路は、対象道路上を極力利用する計画としています。

(5) 対象道路事業の工事計画の概要

1) 概要

対象道路事業の主要な工事としては、土工（盛土・切土）、橋梁・高架の工事を予定しています。

2) 施工方法・作業内容

施工方法や作業内容、工事期間等の詳細な計画は、事業実施段階における地質調査等を基に詳細設計を行った後、検討していきます。

(6) 対象道路事業の経緯

濃飛横断自動車道は、郡上地域から下呂地域を經由し東濃地域へ至る延長約 80km の規格の高い道路として計画されており、東北自動車道や東海環状自動車道などと一体になって、岐阜県の高規格道路網を形成する重要な道路です。

一方、平成 25 年 9 月に、JR 東海によるリニア中央新幹線の環境影響評価準備書において、美乃坂本駅北側にリニア岐阜県駅が設置されることが公表されました。リニア岐阜県駅周辺の広域道路網は、東西方向は中央自動車道や国道 19 号が整備されていますが、南北方向については十分な道路ネットワークが整備されていない状況となっています。そのため、濃飛横断自動車道により南北方向の広域的なアクセス軸を形成し、速達性・定時性を確保すると共に、地域内の交通が輻輳することを防ぎます。

このことから、極めて重要な路線として早期の整備が必要となる、中津川市駒場から中津川市茄子川間において、リニア波及効果を活かし、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画道路として都市計画に定めるものです。

(7) 環境保全の方針

1) 道路事業における一般的な環境保全の方針

- ・一定規模以上の建設機械は排出ガス対策型機械、低騒音型、低振動型を採用します。
- ・対象道路は周知の埋蔵文化財包蔵地を通過する可能性があるため、事前の届け出を含め、工事中に埋蔵文化財等が発見された場合には、「文化財保護法」(昭和二十五年：法律第二百十四号)の規定に基づき対処します。
- ・工事中に汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壤汚染対策法」(平成十四年：法律第五十三号)の規定に準じて対処します。
- ・建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年：法律第百三十七号)の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理します。
- ・施工段階における低燃費型建設機械の使用、工事車両のアイドリングストップや省資源・省エネルギーに配慮した建設資材の使用等を採用することにより、温室効果ガス発生量の削減に積極的に努めます。

A. 工事中

- ・建設機械及び資機材の運搬車両の台数制御、稼働時間帯及び走行時間帯の管理、工事区域及び通行道路の分散等に配慮し、計画的に施工します。
- ・工事施工ヤード及び工事用道路は、対象道路事業実施区域内を極力利用する計画とします。
- ・建設機械の過負荷運転、空ぶかしの禁止等、建設機械から発生する排出ガスの低減に努めるため、運転手への教育、管理を徹底します。
- ・制限速度の厳守、最大積載量の遵守、空ぶかしの禁止等、車両から発生する騒音・振動の低減に努めるため、運転手への教育、管理を徹底します。
- ・粉じん等の発生防止のため、強風時の作業を控えます。また、散水や必要に応じ仮囲い等の設置を行います。
- ・周辺への粉じんの飛散を防止するため、法面や裸地の早期緑化に努めます。
- ・資機材運搬車両のタイヤを洗浄します。
- ・工事の実施に伴って発生する濁水については、水質への影響を低減するため、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流するよう、努めます。

- ・くい打ちや沢等の工事を行う場合には、水質、植物、動物、生態系への影響を低減するため、締め切り工法の採用を検討し、締め切り工区内においてコンクリートを十分に養生し、開放する際には、河川下流部の pH に異常が生じていないことを確認するよう努めます。
- ・地下水に影響を及ぼすようなトンネル工事・大量の揚水を行うような工事は想定しておりませんが、貴重な植物の生育地周辺への影響を避けた施工を行うため、貴重な植物の生育地周辺では極力地下水の遮断、揚水などは行わないよう、努めます。
- ・貴重な動植物の生育・生息地における改変は極力避けるように努めます。
- ・ロードキルに留意するため、丁寧な運転を励行します。
- ・保全対象動植物の生息環境、生育環境への影響低減に配慮するため、保全対象動物の生息地・生育地近傍で工事を行う場合には、必要に応じて立入防止柵の設置や作業員の教育を行うなどの配慮をします。
- ・廃棄物の種類別の分類を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図ります。
- ・建設廃棄物の処理に当たっては、再資源化または有価物としての使用に努め、処理・処分量を抑制します。
- ・構造物は周辺環境に調和するよう工夫し、良好な景観の創出に努めます。
- ・人と自然の触れ合い活動の場やその活動の保全に努めます。
- ・建設発生土の保管に際しては、乾燥による土埃対策(シートカバー、散水等)等を行います。
- ・適切な通行車両規制を行い、触れ合い活動の場へのアクセスを確保します。

B. 供用後

- ・本事業の実施において余剰の建設発生土が生じる場合には、できる限り工事間流用に努めます。
- ・何か影響が考えられる場合には、遮音壁、裏面吸音材(高架部)、低騒音舗装等の設置を考慮します。
- ・照明による影響の低減を考慮します。
- ・生物生息空間における移動経路の確保に努めます。
- ・法面部の緑化にあたっては、周辺の植生等に配慮した在来種を使用し、周辺部と調和した景観創出に努めます。